

第5章 計画の推進

計画の推進 1

推進体制の充実

第12条 体制の整備等

第13条 施策に関する意見の申出への対応

第23条 宇都宮市男女共同参画審議会

男女共同参画を推進するための総合的な推進体制を充実します。

事業番号	施策・事業	具体的内容
129	庁内推進体制の充実	行動計画の策定，その他の男女共同参画に関する施策等について検討するため，庁内に男女共同参画推進委員会を設置する。 男女共同参画の施策に対する意見の申出等への対応を図る。
130	宇都宮市男女共同参画審議会の設置	学識経験者，市民等で構成する宇都宮市男女共同参画審議会との連携を図り，行動計画の策定又は変更，進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し，意見や提言を求める。 男女共同参画に関する施策に対する意見の申出等への意見を求める。

計画の推進 2

計画の進行管理

第15条 年次報告

第16条 調査研究

市民等との協力・連携を図りながら，計画を効果的に推進するため，調査研究や計画の進捗状況の公開などを進めます。

事業番号	施策・事業	具体的内容
131	情報公開の推進	計画の進捗状況や男女共同参画審議会の審議などの情報公開を進める。
132	調査研究	定期的な意識調査や必要な各種調査を実施し，施策の進捗状況を点検するとともに，結果を反映するための検討を行う。

計画の進行管理

